

# 支えあおう 心といのち

法律の専門家や保健師、相談支援専門員などが  
**無料**で相談をお受けします。

## 松阪市 雇用・生活・ こころと法律の 合同相談会

松阪市は生きる支援として  
ワンストップの合同相談会を実施します。



### 内容

支出が増えた、眠れない、体調に不安があるなどの相談を専門相談員がお聴きします。

### 日程

令和8年3月16日(月)

受付時間は、午後1時～午後3時です。  
(相談時間は午後4時まで)



【※法律相談は、1人(件)30分程度です。】

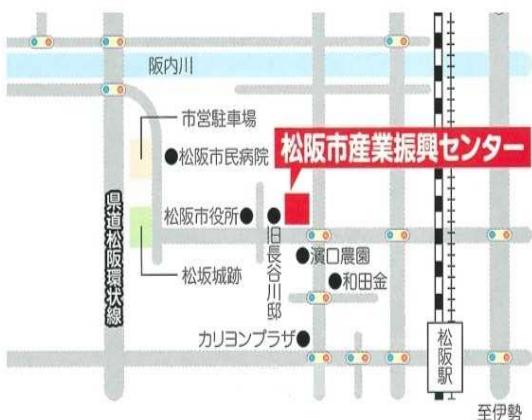
- 保健師による健康相談
- マーベルの相談支援専門員によるこころの相談
- 人権擁護委員による人権相談
- 弁護士資格を持つ市職員による法律相談
- 地域包括支援センター職員による介護相談
- 若者就業サポートステーション・みえによる49歳までの無業状態にある若者及びその家族の相談
- 生活相談支援センター職員による生活困窮(経済的困窮・社会的孤立等)の相談
- いじめ、生活保護、DV、ひきこもり等の相談

**秘密は厳守します**

申込不要  
当日直接  
会場へ

### 会場

産業振興センター3階(本町)



主催/松阪市 協力/ 三重県松阪保健所 松阪市人権擁護委員会 松阪市地域包括支援センター

松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」 松阪市生活相談支援センター 若者就業サポートステーション・みえ

問い合わせ先:人権・多様性社会課 TEL:0598-53-4017